

平成29年7月5日

公益社団法人 鹿児島県建築士会

鹿児島県ヘリテージマネージャー養成講習会未修了者の取扱いについて

本会が開催した鹿児島県ヘリテージマネージャー養成講習会（平成25年度1期から平成28年度4期まで）の未修了者に係る補講等について、次のとおり定める。

1 標記講習会（講義・演習）による補講について

- (1) 標記講習会（1期～4期）による補講については、原則として、DVDによる自主補講を行い、報告書を提出する。
- (2) (1)にかかわらず、平成29年度に実施するヘリテージマネージャーステップアップ講習（別紙日程表のとおり）の補講対象講習を受講することにより、標記講習会の未補講の講義を修了したものとみなす。

2 手続き等

- (1) 本会は、未修了者の補講について、未修了者の問い合わせにより補講の有無状況等の情報を提供する。
- (2) 1により全講義を修了した者は、登録の手続きを随時行うことにより、本会は、鹿児島県ヘリテージマネージャー登録規程第3条の規程に基づき、修了証を交付する。